

(理由書記載に当たっての注意事項)

- ・ 1月31日を超え、3月31日までとなる理由について、本記載例のように経緯を含めて具体的にお書きください。

(具体的にご記載いただいてない場合は、やむを得ない理由がないとして延長が認められない場合があります。)

令和〇年 1 月 10 日

〇〇労働局長 殿

住所
事業場名
代表者氏名

理由書

業務改善助成金の交付申請について、下記の理由により、事業完了期限を令和〇年 3 月 31 日まで延長していただきたく存じます。

記

早期から見積書などの取り寄せも実施していましたが、導入する機器の詳細について発注先事業者との調整に時間を要したため、今般の申請となりました。また、令和〇 1 月 31 日までに事業が完了する予定を組んでいましたが、発注先事業者から、製品検査でトラブルが発生して改修のため納入時期が 1 週間から 2 週間遅れるとの連絡がありました。令和〇 1 月 31 日に事業完了ができるよう、他の業者も数社当たりでしたが、いずれの業者も納入時期は 4 月以降になるとの回答であり、現在、発注している業者が最も早く事業を完了することになります。こうした中、発注後納品までの期間を加味すると、設備の導入完了が早くても 3 月上旬ごろ、支払い完了まで含めると事業完了が令和〇 3 月 31 日となるため、期限延長をお願いいたします。

令和〇年 1 月 14 日

〇〇労働局長 殿

住所
事業場名
代表者氏名

理由書

業務改善助成金の交付申請について、下記の理由により、事業完了期限を令和〇年 3 月 31 日まで延長していただきたく存じます。

記

導入予定の機器について、令和〇 1 月 31 日の事業完了とすべく 1 月中旬に納入できるよう調整を行っていました。今般、発注先に状況を確認したところ、現在、機器の製造に必要な部品の流通が能登半島地震により影響が出ているとのことでした。そのため、機器が在庫不足となっており、再度発注先と調整した結果、早くても 3 月上旬の納入見込みとなりました。支払い完了も含めると令和〇 3 月 31 日までかかるため、事業完了期限の延長を希望いたします。

なお、同機器を扱っている他社に確認したところ、同様に流通の影響を受けており、今からの注文では納品は 4 月以降になる見通しであるとの回答があり、発注先の変更は断念せざるを得ない状況です。